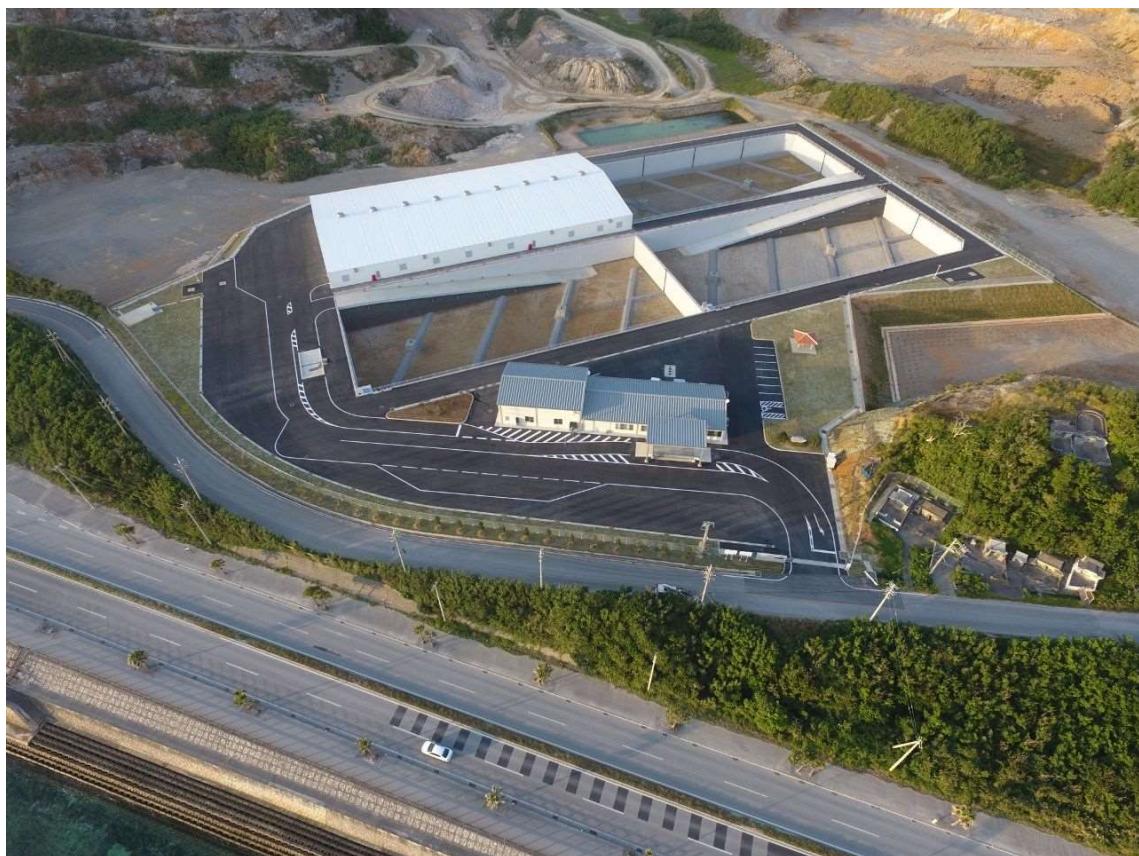


沖縄県公共廻与産業廃棄物管理型最終処分場

「安和エコパーク」

搬入の手引き



令和6年1月

沖縄県環境整備センター株式会社

1. 施設概要

名称：沖縄県公共廃棄物管理型最終処分場 安和エコパーク

所在地：〒905-0001 沖縄県名護市字安和 2045 番地1

連絡先：TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

許可番号： 産業廃棄物処分業 第04731212365号

特別管理産業廃棄物処分業 第04781212365号

※マニフェストへの記載は次のとおりです。

	名称	所在地	電話番号
処分受託者	沖縄県環境整備センター株式会社	〒905-0001 沖縄県名護市字安和 2045 番地1	0980-51-8811
運搬先の事業場	安和エコパーク	〒905-0001 沖縄県名護市字安和神崎原 2027 番 2 他 40 筆	0980-51-8811

2. 受入日時・アクセス・搬入車両

(1) 受入日

月曜日～金曜日（土日、祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日を除く）

※搬入は事前予約制となっています。前営業日の17:00までにファックス
またはメールで、搬入予約申込書による予約をお願い致します。

※機器メンテナンス時や、台風接近による暴風警報発令時等は受入を停止する場合があります。

(2) 受入時間

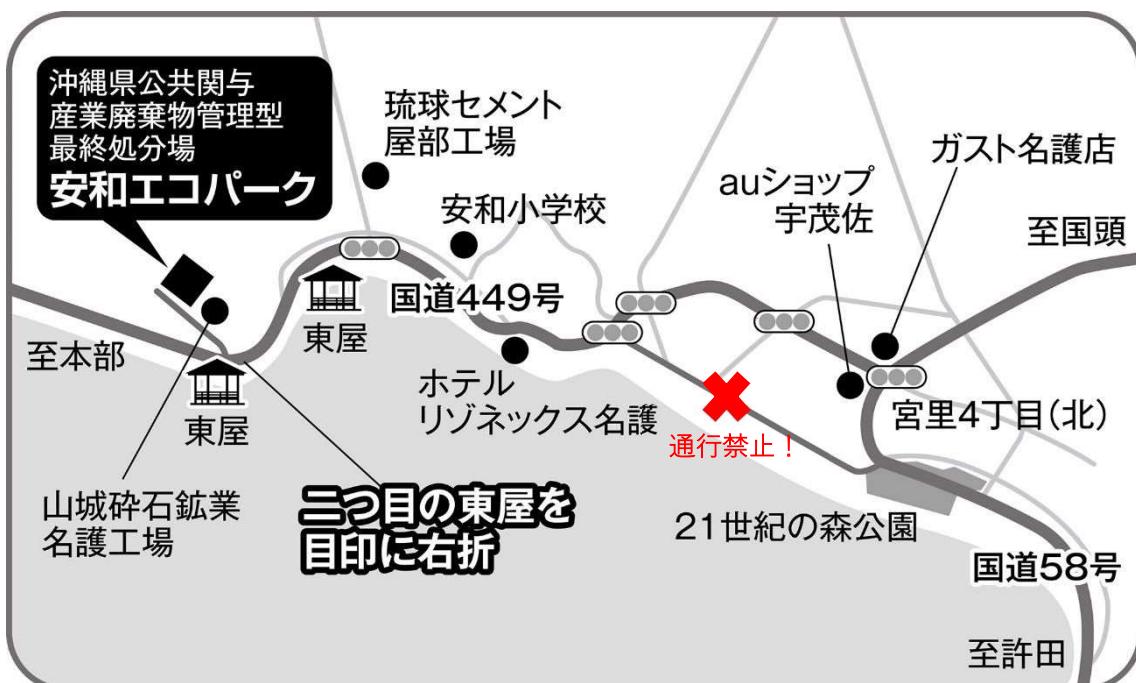
9時00分～11時30分、13時00分～16時00分

※現場の状況により変更する場合があります。

(3) アクセス

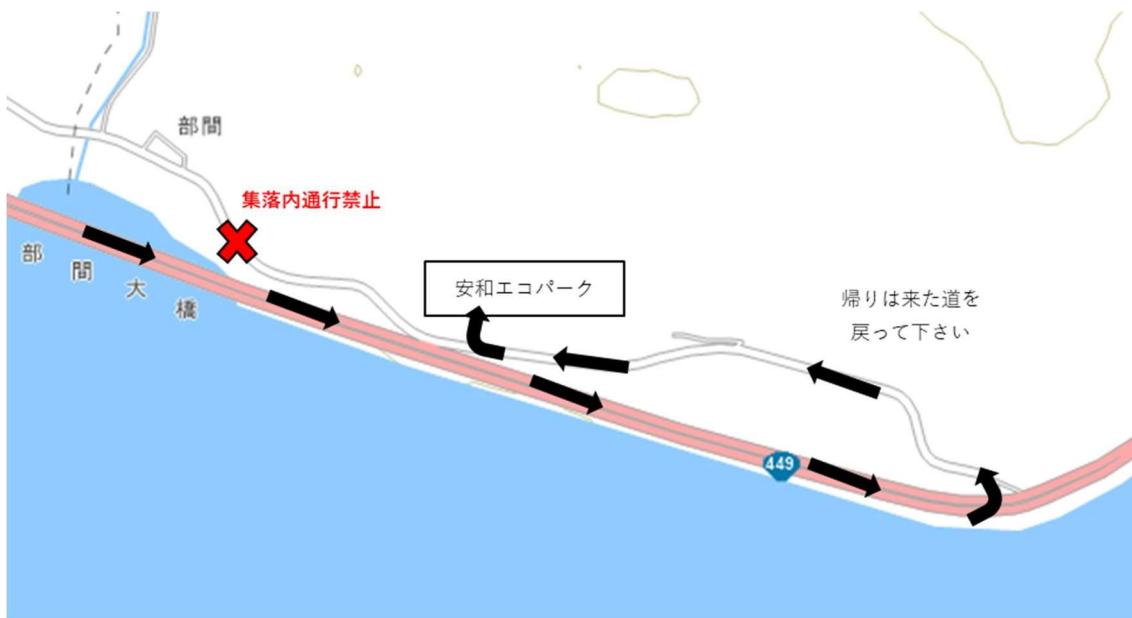
中南部方面から搬入する場合は、国道449号バイパスの通行をお願い致します。

(地域との協定で、国道449号現道（屋部集落内）は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。)



本部方面から搬入する場合も、国道449号バイパスの通行をお願い致します。

(地域との協定で、国道449号現道(部間集落内)は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。)



※上記の運搬経路にご協力いただけない場合は、契約を解除する場合もありますので予めご了承下さい。

(4) 搬入車両

当処分場の被覆施設の入口高さは3.5メートルとなっています。計量器(トラックスケール)通過後に3.4メートルのクリアランスバーを設置していますので、高さ3.4メートル未満の車両での搬入をお願い致します(荷下ろし後の車高についても考慮して下さい)。

3.5メートル以上の車両で搬入が必要な場合、荷姿等によっては対応できる場合もございますので、事前にご相談下さい。

計量器（トラックスケール）については、積載面寸法が3メートル×8メートル、計量範囲が200～30,000kg（目量 10kg）となっています。計量可能な車両での搬入をお願い致します。



3. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は以下のとおりです。

廃棄物の種類	受入基準
共通基準	<p>① 原則として、沖縄県内で排出されたものであること。</p> <p>② <u>原則として、中間処理（焼却・破碎・選別等）後の廃棄物であること。ただし、中間処理・リサイクルが困難なものを除く。</u></p> <p>③ 毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。</p> <p>④ 有毒ガスが発生しないものであること。</p> <p>⑤ 著しい臭気を発しないものであること。</p> <p>⑥ 引火性、発火性、爆発性のこと。</p> <p>⑦ 突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。</p> <p>⑧ 油分を含まないこと。</p> <p>⑨ PCB が付着したものが混入していないこと。</p> <p>⑩ 水銀が含有されているものが混入していないこと（水銀使用製品産業廃棄物を含む）。</p> <p>⑪ 原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと（一体不可分なもの、選別後残さを除く）。</p> <p>⑫ 運搬に際しては、シート掛けなど、飛散流出防止対策を講じること。</p> <p>⑬ 受入及び埋立にあたって取扱が困難なものでないこと。</p> <p>⑭ 浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。</p>

共通基準		(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規等に適合するものであること。
個別基準	燃え殻	<p>① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。</p> <p>② 熱しやすく減量が 15%以下であること。</p> <p>③ 火気を帯びていないこと。</p> <p>④ 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に定める方法」により検定した場合における検出値（以下、「溶出試験結果」という。）が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に規定する判定基準（以下、「判定基準」という。）に適合すること。</p>
	汚泥	<p>① 無機性の汚泥であること。</p> <p>② 含水率が 85%以下であること。</p> <p>③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。</p>
	廃プラスチック類	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 15cm 以下であること。</p>
	紙くず	<p>① 中空状態でないこと。</p>
	木くず	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p>
	繊維くず	—
	ゴムくず	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 15cm 以下であること。</p>
	金属くず	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p>

個別基準	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p> <p>③ 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。</p>
	廃石膏ボード	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p> <p>③ 木片、紙類が除去されていること。</p>
	鉱さい	<p>① 飛散防止措置が講じられていること。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p> <p>③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。</p> <p>④ 火気を帯びていないこと。</p>
	コンクリート破片その他これに類する不要物（がれき類）	<p>① 中空状態でないこと。</p> <p>② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。</p> <p>③ 石綿含有廃棄物を含まないこと。</p> <p>④ 金属くずを可能な限り選別し、除去したものであること。</p>
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）	<p>① 関係法令や「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（環境省）」に基づき飛散防止措置が講じられていること。</p> <p>② 当面の間、①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。</p> <p>③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例に基づく届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。</p>

個別基準	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。 ② 热しゃく減量が 15%以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。 ④ 火気を帯びていないこと。
	13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ① 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ② 溶出試験結果が判定基準に適合すること。
	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ① 十分な強度を有するプラスチック袋を用い二重にこん包すること。 ② 当面の間、①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。 ③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例の届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。

4. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物については、次表の分析結果を提出して下さい。

No.	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	13号廃棄物
1	アルキル水銀化合物	不検出	○	△	○	○	○
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	○	△	○	○	○
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	○	△	○	○	○
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
5	有機燐化合物	1 mg/L 以下		△			○
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	○	△	○	○	○
7	砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
8	シアノ化合物	1 mg/L 以下		△			○
9	PCB	0.003 mg/L 以下		△			○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		△			○
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下		△			○
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		△			○
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		△			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		△			○
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		△			○
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		△			○
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下		△			○
20	チウラム	0.06 mg/L 以下		△			○
21	シマジン	0.03 mg/L 以下		△			○
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		△			○
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下		△			○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	○	△		○	○
26	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	○	△		○	○
27	含水率	85%以下		○			△
28	熱しやく減量	15%以下	○			○	

○は必須項目、△は業種、排出状況などにより設定

なお、前項の廃棄物以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

分析結果については、発行日から1年以内のものを添付して下さい。

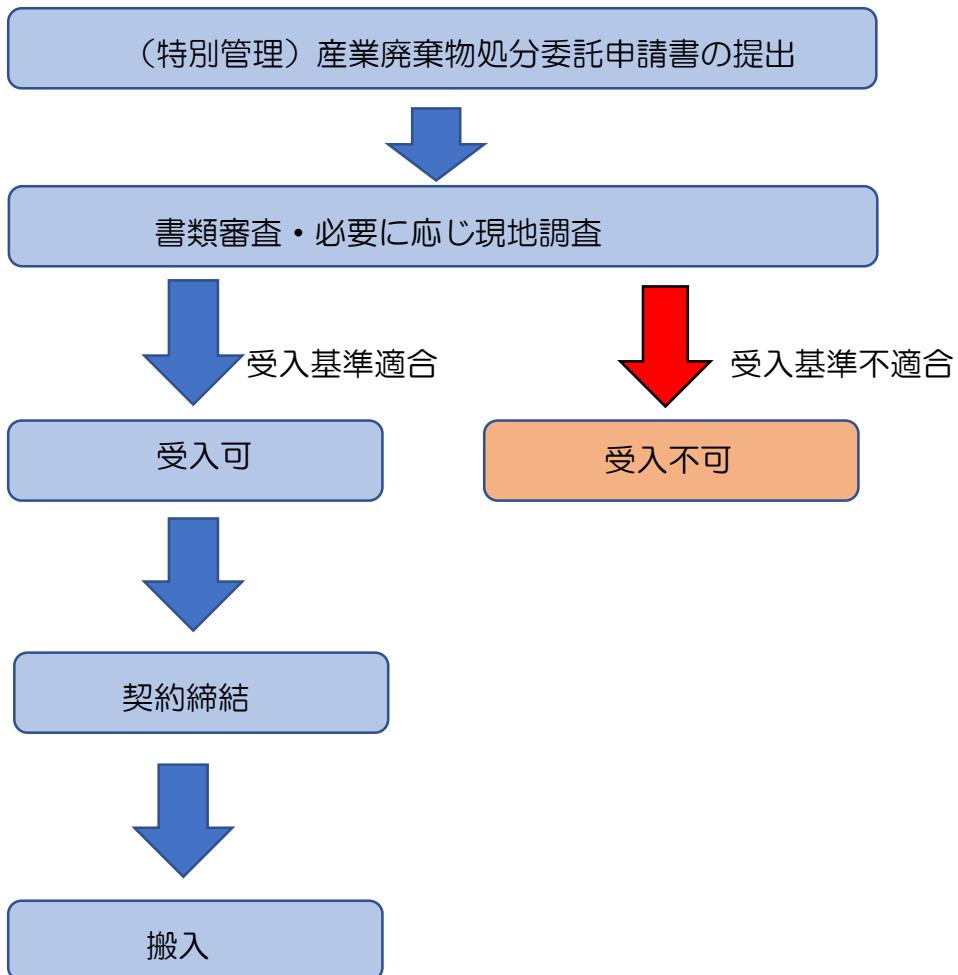
5. アスベスト（石綿）について

石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等については、当面の間、「3. 受入廃棄物の種類及び基準」に記載されているとおり二重こん包等の飛散防止措置を講じた後、可能な限りフレキシブルコンテナに入れて搬入をお願い致します。

アスベストの分析結果の添付をお願い致します。

6. 契約について

契約の流れ



(1) 搬入申し込み書類の作成・提出について

産業廃棄物の処分の委託を希望される事業者は、排出事業場ごとに、次の申請書を提出して下さい。

- ① (特別管理) 産業廃棄物処分委託申請書【様式1】
- ② 廃棄物データシート(WDS) 【様式2】
- ③ 溶出試験結果の写し(発行日から1年以内のもの)
※対象廃棄物(燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物)

- ④アスベスト分析結果（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の場合）
- ⑤（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬を委託する場合）
- ⑥（特別管理）産業廃棄物処分業許可証の写し（産業廃棄物処理業者の場合）

（2）申請時期

搬入予定の1ヶ月前を目途にお願い致します。

（3）申請書提出先

〒905-0001 名護市字安和 2045 番地1

沖縄県環境整備センター株式会社

TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

E-mail info@okikankyo.jp

まで、郵送、ファックス、メールまたは持参をお願い致します。

（4）書類審査等

提出して頂いた書類を審査し、搬入の可否を判断致します。

また、必要に応じ現地調査を実施致します。

(5) 契約

書類審査の結果、受入が決定した場合は、弊社で委託契約書を作成し2部郵送致しますので、内容をご確認のうえ、所定の箇所に押印後、弊社へ返送下さい。

弊社用意の様式以外の契約書にも対応致します（電子契約等）ので、申込の際にご相談ください。

※契約を締結していない廃棄物の受入はできません（委託基準違反）。

(6) 搬入者講習会

廃棄物の初回搬入時に、運転手に対して運搬経路の確認、洗車機の使用方法等の説明を行いますのでご協力を宜しくお願い致します。

(7) 変更契約

産業廃棄物の品目の追加がある場合には、変更契約を締結する必要がありますので、新規申請と同様の手続きをお願い致します。

(8) 契約の期間

契約の期間は、契約締結日から1年間となっております。契約書の内容に変更がない場合、自動更新します（契約締結時に自動更新を希望する場合）。廃棄物の排出状況により契約期間が短期でも問題ない場合は、個別に契約期間を設定致します。

「4. 埋立判定基準」で分析結果の提出が必要な廃棄物については、契約更新時に、再度、溶出試験結果の写し（発行日から6ヶ月以内のもの）を提出して下さい。

(9) 契約の解除

契約の解除（更新を希望しない等）を希望される場合は別添様式③の契約解除通知を提出して下さい。

(10) 搬入の制限・拒否・一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、産業廃棄物の搬入を制限、拒否、又是一時停止等の措置を講じます。

- ①関係法令等に違反した場合（当社が地域と締結している各種協定を含む）
- ②契約していない廃棄物を搬入しようとしたとき
- ③当処分場の受入基準に適合しないとき
- ④産業廃棄物管理票を持参しないとき
- ⑤当処分場の搬入に係る注意事項に従わないとき
- ⑥展開検査で不適合であったとき
- ⑦係員の指示に従わないとき
- ⑧その他、当社が事業の運営に支障があると認めたとき

(11) 特記事項

浸出水処理施設に負荷の掛かる産業廃棄物については、受入量を制限する場合があります。また、当処分場の埋立管理計画、埋立の進捗状況により、受入時期を調整する場合があります。予めご了承下さい。

7. 処理料金

(1) 処理料金の請求

処理料金は、毎月末日締めで、翌月 10 日までに請求致します。なお、計量器の最小目盛りが 10kg となっております。10kg 未満の廃棄物については、10kg として取扱いますので予めご了承下さい。

(2) 処理料金の支払い

処理料金は、翌月末日までに指定口座へ振り込みをお願い致します。支払い期限までに入金が確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。振込手数料は御負担くださいますようお願い致します。

※現金払いをご希望される場合は、契約時にご相談下さい。

(3) 処分単価

廃棄物の受入単価については別添のとおりです。

(4) 産業廃棄物税

沖縄県産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円（1kg だと 1 円）の産業廃棄物税が課されます。

納入義務者は排出事業者となっているため、処理料金及び消費税とは別に徵収させて頂きます。

8. 搬入のながれ

(1) 搬入予約

搬入は予約制となっております、搬入希望日の前営業日の17:00までにFAXまたはメールにて搬入予約をお願い致します。（別添様式4）

(2) 計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。係員にマニフェストを提出して下さい。（電子マニフェストをご利用の場合、事前に受渡確認票を印刷し持参下さい。）

係員が目視検査を行いますので、係員の指示に従って下さい。

計量が終わりましたら、係員から「計量済カード」を受け取り、ゆっくりと進んで下さい。

(3) 車高の確認

埋立地の入口の高さは3.5mとなっています。（4ページ写真参照）

計量器通過後に車高確認のためのクリアランスバー（高さ3.4m）を設置しています、係員の指示にしたがって車高の確認を行って下さい。

(4) 荷下ろし

埋立地の入口にいる係員へ「計量済カード」を渡し、係員の誘導により、埋立地へ入場して下さい。

係員の指定する箇所へ荷下ろしをお願いします（不定期で、（5）の展開検査を実施する場合があります）。

(5) 展開検査

必要に応じ搬入廃棄物の展開検査を実施致しますので、係員の指示に従って下さい。その際は立会をお願い致します。

展開検査の結果、受入基準に不適合と判断した場合は、廃棄物を持ち帰っていただきます。

(6) 洗車

荷下ろし後、洗車場にてタイヤなどに付着した廃棄物を丁寧に洗い流して下さい。

(7) 計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。計量後、係員からマニフェスト、計量伝票を受け取って下さい。

(8) 退場

施設から退場する際には、右折禁止（集落内通行不可）のため、左折により退場するようにお願い致します。

9. その他

(1) 電子マニフェストのご利用について

電子マニフェストのご利用を希望される場合は、以下の内容をご確認下さい。

- ・弊社の加入者番号は「3017862」、公開確認番号は「625879」です。
- ・数量確定者は「処分業者」で設定して下さい。

10. 様式

【様式1】 (特別管理) 産業廃棄物処分委託申込書

【様式2】 廃棄物データシート (WDS)

【様式3】 契約解除通知

【様式4】 搬入予約申込書

参考 契約書様式